

■ Article ■ .....  
消費税法に基づき業務委託報酬に係る消費税相当額の支払を求めることの可否  
大阪地裁平成31年1月25日判決（平成28年(ワ)第11357号消費税支払請求事件）  
判時2436号80頁

税理士 原木規江

.....  
【事実の概要】

- (1) 原告らは、個人事業者として、被告（日本放送協会）から放送受信料の集金、放送受信契約の締結等の契約取次等の業務を受託し、業務委託報酬の支払を受けていた（以下、受託業務を「本件業務」といい、本件業務に係る業務委託報酬、委託契約を、それぞれ「本件事務費」、「本件業務委託契約」という。）。
  - (2) 本件事務費については、毎月1日～末日締めで、各原告が履行した委託事務の委託種別ごとに、予め設定された単価と処理した件数をもとに算出される。単価は毎年4月頃、地域スタッフ（被告との間で原告らと同様の業務委託契約を締結した者の総称）の多くが加入する複数の事業者団体（労働組合）と協議を行い、決定する運用を30年以上継続しており、原告らも事業者団体の1つである日本放送協会スタッフユニオンに加入していた。
  - (3) 消費税が導入された平成元年度において、被告は最大の事業者団体であったN集労との協議を経た上で、消費税導入による物価上昇を考慮した事務費単価が決定し、同年度の事務費のモデルケースでは、年収ベースで4.7%上昇している（消費税導入時は税率3%）。
  - (4) 被告は、平成17年度に事務費に消費税が含まれること（内税方式）について、被告の事務費支払基準を詳細に規定した「事務費・給付のあらまし」（以下「あらまし」という。）に初めて明記し、平成23年度の消費税の処理方法に係る放送法施行規則の変更に伴い、同年度から会計処理が税込方式から税抜方式へ変更され、平成24年度のあらましに事務費は外税方式で明記され、平成25年度以降のあらましでは事務費の金額に消費税が含まれていないことを明らかにしていた。
  - (5) 本件業務が消費税法4条1項の国内における資産の譲渡等（役務提供）に該当し、消費税の課税対象であり、原告らが同法5条1項の消費税の納税義務者たる事業者該当することに争いはないが、原告らは、請求期間を通じて、免税事業者であった。
  - (6) 原告らは、被告に対し、主位的に消費税法に基づく消費税相当額の報酬支払を請求し、予備的に、仮に消費税法に基づく消費税相当額の報酬請求が認められないとしても、事務費の決定につき被告に優越的地位の濫用を理由とする不法行為又は協議・説明義務違反の債務不履行があった等として、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償請求をした。
- なお、本件の争点は5つあったが、本稿では、争点1の消費税法に基づく請求

が認められるかと争点3の被告による事務費決定が優越的地位の濫用に該当するかの2点について検討する。

## 【判旨】

請求棄却（確定）

### 1. 争点1について

本判決は、原告らが被告に対し、消費税法に基づく消費税相当額分の金銭を請求することはできないとした。

その理由として、次のとおり、消費税法、税制改革法及び消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）の規定から導かれるとする。

「消費税法は、本件業務委託契約における取引について、原告らが消費税の納税義務を負うことのみを定めており、原告らが同法に基づいて消費者である被告に対して消費税相当額を請求する権利については、何ら定めていないというべきであり、「消費者と事業者との間において行われる取引一般において・・・消費者が事業者に対して支払う消費税分は、事業者の預かり分であるというものではなく、あくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しないものと解すべきである。」

「税制改革法（昭和63年12月30日号外法律第107号）11条1項が、事業者は消費に広く薄く負担を求めるという消費税の性格にかんがみ、消費税を円滑かつ適正に転嫁するものとする」と定めていることについても、同規定は、抽象的に、消費税相当額が消費者に適正に転嫁されるべきことを規定しているにすぎず、消費者が納税義務者であると定めるものとは解されないし、「同規定が、法律的な意味において、納税義務者たる事業者が、相手方に対して、消費税の転嫁を請求する権利を有することを予定したものとはいえない。」

消費税転嫁対策特別措置法についても、「特定事業者による減額、買ったとき、購入強制又は役務の利用強制、不当な利益提供、利抜き価格での交渉拒否・報復行為の禁止を遵守事項として規定し（同法3条）、公正取引委員会等において、禁止行為の防止、是正のために必要な指導又は助言を行い（同法4条）、主務大臣等が公正取引委員会に対し、違反行為に係る適当な措置をすべきことを求め（同法5条）、公正取引委員会において特定事業者に対し、違反行為の是正等をすべきことの勧告等を行う旨を定めている（同法6条）ものの、これらは、税制改革法の立法趣旨を更に推し進め、より実効性のあるものとする措置を講じているものであって、同法の制定によって、消費税の基本的性格が変容したものではないから、新たに事業者に消費税の転嫁を請求する権利が認められるようになったと解することもできない。」

## 2. 争点3について

本判決は、被告による事務費決定について、独占禁止法2条9項5号ハの優越的地位の濫用には当たらないとした。

まず、「独占禁止法2条9項5号ハにいう減額とは、取引当事者間で適法に定められた取引金額を、その後当事者の一方がその優越的地位に基づいて一方的に減額変更することをい」い、本件では、「消費税相当額分まで、事務費に含まれていると考えるべきものであるから、そもそも、(筆者注：独占禁止法2条9項5号ハにいう)減額と見る余地はない」とする。また、「不当に不利益となる取引条件を設定」したか否かについて、「対価の決定に当たり取引の相手方と十分な協議が行われたかどうか、他の取引の相手方の対価と比べて差別的であるかどうか等の事情により、判断する」とし、「地域スタッフと被告との間では、協議を行い、協議の結果決まった対価において、契約内容が確定し、協議が調わなかった場合には、被告が対価を決定するという方式(本件事務費単価取決ルール)が採用されてきたところ、かかる方式は、全国に存在する多数の地域スタッフとの間で、地域スタッフ間の公平を確保しつつ、合理的な期間内に可能な限り地域スタッフの希望を契約内容に反映させるため、消費税法施行後約30年間にわたって被告と地域スタッフとの間で用いられてきた方式であり、その方式自体が不合理とはいえないし、最終的には被告が対価を決定するものの、事前に協議を行うことが前提とされており、また、実際に、協議を経て被告が対価を決定してきたと認められること」から、「被告において、強制的に対価を決定したと認めることはできない」とした。

### 【解説】

#### 1. 消費税の性質と転嫁に係る先行裁判例

我が国の消費税は、「広範囲の課税対象を有し、累積課税を排除しつつ多段階の事業者を納税義務者とし、最終的には消費者に転嫁することが予定されている間接税」(東京高判平成12年3月30日・判時1715号3頁)であり、このような消費税の性質は、消費税法や税制改革法11条からも根拠づけられ、多くの裁判例<sup>1</sup>も同様に解している。

そして、消費税が最終的には消費者に転嫁することが予定されているからといって、「事業者は、消費者が支払う消費税相当額の金員を、売買等の契約という法律上の原因に基づいて取得するものであるから、上告人(筆者注：事業者)と被上告人国との間で、上告人が売買契約の相手方である事業者を支払った消費税相当額の金員につき不当利得関係を生ずるものではない」し(最二判平成5年9月10日・税資198号813頁)、消費税法が「消費者に、事業者に対する消費税の支払義務を課したものと、若しくは、事業者に、消費者に対する私法上の請求権として転嫁請求権を認めたものとまでは解することができない」(大阪地判平成2年8月3日・判タ741号165頁)ということである<sup>2</sup>。

## 2. 本判決の位置づけ

争点1について、本件事業費のように支払われた金員に消費税が加算されているか否か（税込か否か）は当事者間の合意により導かれるものであり、消費税法に基づき消費税相当額を請求することはできないとした本判決も上記先行裁判例と同様であり、新たな判断が示されたものではない。なお、類似裁判例の多くが消費税法創設当時に争われた事案であり、本判決は、その後の消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として制定された消費税転嫁対策特別措置法によっても、「消費税の基本的性格が変容したものではないから、新たに事業者が消費税の転嫁を請求する権利が認められるようになったと解することもできない」ことを確認したといえる。なお、消費税転嫁対策特別措置法は令和3年3月31日に失効している（同法附則2条1項）が、失効後においても、取引上優越した地位にある事業者が、その地位を利用して、取引の相手方に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行う場合は独占禁止法上の、また、資本金の額及び取引の内容から下請法上の問題となり得るため、転嫁拒否行為等に関するこれらの法律の考え方は有効であると解される<sup>3</sup>。

## 3. 消費税の転嫁とインボイス制度に係る問題

創設当時は3%であった消費税率が現在では10%まで上昇した。施行初年度である平成元年度の消費税収は3.3兆円、国の一般会計税収に占める割合は6%程度に過ぎなかったものが、令和5年度予算では23.4兆円（地方消費税は含まない）、同33.7%まで増加し、所得税や法人税の税収を上回り、基幹税化している。このような状況の下、消費税が適正に取引価格に転嫁されているかは今後も重要な問題であり続けると思料される。加えて、本年10月1日からはインボイス制度が施行された。これに伴い、免税事業者の取引への影響が懸念される。この点、本則方式の仕入税額控除について5年間の経過措置が設けられているものの、売上先の意向により取引条件の見直しがされる場合、上記2のとおり、その方法や内容によっては、独占禁止法等の問題となり得る。

独占禁止法等において問題となるのは、消費税転嫁対策特別措置法2条の特定事業者（大規模小売事業者又は個人事業者等と継続取引をする事業者）と特定供給事業者（特定事業者に商品又は役務提供を行う事業者）のように行為者の地位が相手方に優越していること、今後の取引への影響を考慮して行為者による要請等を受け入れざるを得ない関係にある場合に、行為者による減額、受領拒否、被行為者への不利益・購入利用要請、取引停止、インボイス登録事業者への懲罰などの行為である<sup>4</sup>。

争点1に係る判示のとおり、消費税法の適用によって、事業者が取引に係る消費税相当額の法的負担が生じることはないとしても、実際には事業者が消費税を取引価格に適切に転嫁できていない場合もあろう。本判決の事案は、日本放送協会という優越的地位にある者とその業務を受託する地域スタッフ（個人事業者）

との取引であった。本判決は、「減額とは、取引当事者間で適法に定められた取引金額を、その後当事者の一方がその優越的地位に基づいて一方的に減額変更することをいう」とし、また、「不当に不利益となる取引条件を設定」したか否かについて、「対価の決定に当たり取引の相手方と十分な協議が行われたかどうか、他の取引の相手方の対価と比べて差別的であるかどうか等の事情により、判断する」との判断要素を示した。そして、本件事務費については、「被告が各事業者団体と協議を行い、その結果に全ての地域スタッフが拘束される慣行」や「消費税導入による物価上昇を考慮」していたこと等により「消費税相当額分まで、事務費に含まれている」と認定し、減額と見る余地はなく、被告と地域スタッフとの間の事前協議を経て、対価を決定する方式が不合理とはいえず、実際に、被告において、強制的に対価を決定したと認めることはできないとして、不利益となる取引条件を設定したことには当たらないと判断した。

減額に関し、本判決は、消費税導入時における事務費のモデルケースで年収ベースで4.7%上昇していたことなどを挙げている。優越的地位の濫用に係る事案ではないが、同時期の家賃増額確認請求の事案では、消費税の施行（税率3%）による物価上昇を1.5%とみて、その割合だけ家賃の増額を認めた事案がある（大阪地判平成2年8月3日・判タ741号165頁）。

また、被告は、原告らを含む地域スタッフ全員が免税事業者であり、消費税納税負担が生じないことも主張していたが、このような主張は消費税の価格決定に影響させない理由とならず、価格決定が一方的に行われれば不利益条件となることは明らかであり、本判決も採用していない。なお、原告は、5%への税率改正の際に消費税についての言及がなく、平成24年に内税表記から外税表記に変更され、消費税相当額が未払である（税率引上げ分が価格に反映されていない）とも主張していたが、特定事業者が、合理的な理由なく、価格を据え置くことや、価格交渉の際に本体価格での交渉の申出を拒否することは不利益となる取引条件の設定に該当し、できないと解されている（消費税転嫁対策特別措置法3条）。この点、本判決も、本件事務費の単価が当事者間の協議を経て決定されたことを理由に不利益な取引条件の設定に該当しないと判断している。交渉や価格決定の場面で参考となると思われる。

税理士が、免税事業者からインボイス登録事業者への登録について相談を受ける場合、又は免税事業者との取引価格の見直しについて助言を求められる場合に、単に税額の有利不利のみならず、上記を踏まえた検討が必要となる可能性があることに留意しておきたい。

#### 【検討課題】

税理士が、免税事業者や免税事業者からの仕入れについて、インボイス制度の実施に伴う対応を相談された場合、消費税額の有利不利のみならず、独占禁止法等を踏まえた登録、表示・取引価格決定等を助言する必要があるか。

以上

- 
- <sup>1</sup> 東京高判平成6年4月18日・行裁例集45巻4号1081頁（原審の東京地判平成4年3月24日・行裁例集43巻3号498頁引用）、高松地判平成10年9月28日・税資238号352頁、神戸地判平成24年11月27日・税資262号順号12097ほか。
  - <sup>2</sup> 大阪地判平成7年5月19日・税資209号646頁、名古屋高判平成15年11月26日・税資253号順号9473（原審の富山地判平成15年5月21日引用・税資253号順号9349）、神戸地判平成24年11月27日・税資262号順号12097ほかも同旨。
  - <sup>3</sup> 公正取引委員会「消費税転嫁対策特別措置法の失効後における消費税の転嫁拒否等の行為に係る独占禁止法及び下請法の考え方に関するQ&A」。
  - <sup>4</sup> 令和4年1月19日（令和4年3月8日改正）・財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」。